

京都大学大学院医学研究科医学研究支援センター共用研究機器利用負担金等内規

(平成 26 年 3 月 27 日 医学教授会決定)  
(平成 26 年 6 月 12 日 医学教授会改訂)  
(平成 26 年 9 月 11 日 医学教授会改訂)  
(平成 27 年 3 月 26 日 医学教授会改訂)  
(平成 28 年 3 月 24 日 医学教授会改訂)  
(平成 29 年 3 月 24 日 医学教授会改訂)  
(平成 29 年 9 月 14 日 医学教授会改訂)  
(平成 30 年 3 月 22 日 医学教授会改訂)  
(平成 31 年 3 月 14 日 医学教授会改訂)  
(令和元年 9 月 12 日 医学教授会改訂)  
(令和 2 年 3 月 26 日 医学教授会改訂)  
(令和 2 年 10 月 8 日 医学教授会改訂)  
(令和 3 年 3 月 25 日 医学教授会改訂)  
(令和 3 年 7 月 8 日 医学教授会改訂)  
(令和 3 年 12 月 9 日 医学教授会改訂)  
(令和 4 年 3 月 10 日 医学教授会改訂)

第 1 条 京都大学大学院医学研究科医学研究支援センター（サポートセンター）内規第 7 条の規定に基づき負担すべき京都大学大学院医学研究科医学研究支援センター（以下「センター」という。）が管理する共用研究機器（以下「共用研究機器」という。）の利用負担金等については、この内規の定めるところによる。

第 2 条 共用研究機器を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 本学以外の学術研究機関に所属する者
- (4) 企業等において研究開発に従事する者
- (5) その他京都大学大学院医学研究科医学研究支援センター長（以下「センター長」という。）が認めた者

第 3 条 共用研究機器を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、センター長に所定の申請書を提出して、その承認を受けなければならない。

第 4 条 共用研究機器の利用者は、別表に定める利用負担金を負担するものとする。

第 5 条 利用負担金の負担は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 大学運営費については、予算振替によるものとする。
- (2) 受託研究費、寄附金及び本学に交付される補助金については、費用の付替によるものとする。

とする。

(3) 本学で経理する研究者に交付される補助金については、利用負担金通知書により請求するものとする。

(4) 本学以外の機関に所属する者については、本学の発行する請求書により定められた期日までに、指定口座に振り込むものとする。

2 前項に規定する負担方法により難いとセンター長が特に認めた場合は、センター長が負担方法を別に定めることができる。

第6条 センター長は、次の各号のいずれかに該当する場合、共用研究機器の利用の承認を取り消し、又は共用研究機器の利用を停止させることができる。

(1) 利用者が、この内規に違反し、又は違反するおそれがあるとセンター長が認めるとき。

(2) 利用者が、共用研究機器の利用の申請書に虚偽の記載をしたとき。

(3) 利用者が、利用負担金を本学が指定する期日までに納付しないとき。

(4) 本学の管理上の事由により、共用研究機器の利用に支障があるとセンター長が認めるとき。

2 前項第1号から第3号までの事由により共用研究機器の利用の承認を取り消し、又は共用研究機器の利用を停止させたことにより利用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

第7条 利用者は、共用研究機器の利用を終えたとき（前条第1項の規定により利用承認を取り消され、又は利用を停止した場合を含む。）は、速やかに原状に回復するとともに、センター長の検査を受けなければならない。ただし、センター長が不要と認めたときは、この限りでない。

第8条 利用者は、その責に帰すべき事由によりセンターの施設、設備等を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

第9条 センター長は、以下の場合に利用者の同意を得ることなくこの内規を変更できるものとする。

(1) 内規の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。

(2) 内規の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、共用機器の管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による内規の変更にあたり、内規の変更をする旨及び変更後の内規の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに本学大学院医学研究科医学研究支援センターホームページへの掲載又はその他の適切な方法により、利用者に周知するものとする。

第10条 この内規に定めるもののほか、共用研究機器の利用に必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年9月11日から施行し、平成26年9月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年10月8日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年7月8日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。